

訪問介護運営規程

株式会社 みのりの絆

訪問介護ステーション みのりの絆
m i n o r i

訪問介護ステーション みのり

訪問介護 事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 みのりの紹（以下「会社」という）が開設する 訪問介護ステーション みのり（以下「事業所」という）において実施する指定訪問介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士及び法令に定める介護員要請研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(訪問介護運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護（入浴・排泄・食事の介護）その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2、事業の実施に当たっては、必要な時間に必要な指定訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。

3、事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4、事業の実施に当たっては、利用者の所在する関係行政機関、保健・医療・福祉サービス等を提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5、前4項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 訪問介護の提供に当たっては、事業所の訪問介護員等又は登録ヘルパーへの委託によって行うものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、名 称 訪問介護ステーション minor'i
- 2、所在地 福井市新田塚1丁目55-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①管理者 1名

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている指定訪問介護の提供に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

②サービス提供責任者（管理者兼務を含む） 2名以上

- ・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込に係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者との連携に関すること。
- ・訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

③訪問介護員等 常勤換算 2.5名以上

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護の提供に当たる。

2、員数は厚生労働省が定める基準を下回らないこととし、業務の状況により、増員できるものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1、営業日 月曜日から日曜日までとする。
- 2、営業時間 午前6時から午後10時までとする。

(指定訪問介護の内容)

第7条 本事業所で行う指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- 1、訪問介護計画の作成
- 2、身体介護に関する内容

- ・排泄・食事介助
- ・清拭・入浴・身体整容
- ・体位変換
- ・移動・移乗介助、外出介助
- ・その他の必要な身体の介護

3、生活援助に関する内容

- ・調理
- ・衣類の洗濯、補修
- ・住居の掃除、整理整頓
- ・生活必需品の買い物
- ・その他必要な家事

(指定訪問介護の利用料等)

第8条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、基準額に利用者の介護負担割合証に記載の割合を乗じた支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準「平成12年2月10日厚生省告示第19号」）によるものとする。

2、前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

3、指定訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

4、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(衛生管理等)

第9条 管理者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態についても必要な管理指導を行うものとする。

2、管理者は、事業所の設備及び備品等について、自ら衛生的な管理に努めるとともに訪問介護員等に対し適切な指導を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡し、緊急搬送等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時における対応方法)

第 11 条 指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者及び地域包括センターに連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

2、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

3、事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

4、事故発生防止の為の委員会を設置し、指針に基づき安全管理の徹底を行い、定期的に従事者に対し研修を実施することとし、且つ適切に実施するための担当者を配置する。

(苦情処理)

第 12 条 指定訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2、事業所は、提供した指定訪問介護に関し介護保険法第 23 条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに市町から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3、事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施地域は、福井市・坂井市・あわら市とする。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し

適切な取り扱いに努めるものとする。

2、事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後においても同様とする。

3、事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

4、事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催。その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための従事者に対する研修の定期的な実施
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者の配置
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他、虐待防止のために必要な措置

2、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを利用者の所在する市町に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第 16 条 事業所において感染症が発生した場合、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止対策を検討する委員会の定期的な開催。その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備。
- (3) 感染症の予防及びまん延を防止するための従事者に対する研修の定期的な実施。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者の配置
- (5) その他、感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第 17 条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し適正に管理する。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所は従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- (3) その他、業務継続計画の策定等のために必要な措置

(記録の整備)

第 19 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2、事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 20 条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

①採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

②継続研修 年 2 回

2、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社みのりの幹と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年1月6日から施行する。

令和2年1月20日（改定：営業日変更）

令和5年4月1日（改定：虐待防止に関する事項の内容変更）

令和6年4月1日（改定：事故発生時の対応に関する事項の内容追加

感染症の予防及びまん延防止に関する事項の追加

身体拘束等の適正化に関する事項の追加

業務継続計画に関する事項の追加）

訪問介護（ホームヘルプ）重要事項説明書

〔令和6年4月1日〕

1 訪問介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社みのりの絆（かぶしきがいしゃ みのりのきずな）
代表者名	代表取締役 社長 野口 晃（のぐち あきら）
所在地	福井県福井市新田塚1丁目55-1
連絡先	電話番号 0776-76-0808 FAX番号 0776-76-8877

2 事業所の概要

（1）事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	訪問介護ステーション みのり
所在地	福井県福井市新田塚1丁目55-1
介護保険指定番号	第1870103775号
管理者の氏名	五十嵐 慶子（いがらし けいこ）
サービスを提供する地域	福井市・坂井市・あわら市

※上記地域（通常の事業実施地域）以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）営業時間等

営業日	営業時間（サービス提供時間）
月～日	午前6時～午後10時まで

※営業日、営業時間（サービス提供時間）外のサービスご利用につきましては、居宅介護支援計画書に基づき必要と判断された場合、サービス提供を行います。

※営業日、営業時間（サービス提供時間）外については、電話転送等により常時連絡可能な体制をとっております。

（3）職員体制

従業員の職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	0名	1名
サービス提供責任者（管理者兼務）	介護福祉士	4名	0名	4名
サービス従業者	介護福祉士	2名	5名	7名
	看護師（準看護師）	0名	1名	1名
	介護職員実務者研修（旧1級）	1名	0名	1名
	介護職員初任者研修（旧2級）	0名	0名	0名

3 サービス内容

- 身体介護：①食事介助 ②入浴介助 ③排泄介助 ④清拭 ⑤体位変換 等
- 生活援助：①買 い 物 ②調 理 ③掃 除 ④洗濯 ⑤外出介助 等
- 通院等乗降介助：①通院のための乗車又は降車の介助等
- その他サービス：①介護相談 等

4 利用料金

(1) 訪問介護利用料（要介護者）

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の負担割合分が自己負担となります。（介護保険負担割合証をご確認ください）

〔料金表—基本料金（月定額）〕※令和6年4月1日より

サービス時間		サービス略称	単位	基本料金	
(身体介護が中心) 【身体介護】	(生活援助が中心) 【生活援助】			福井市内の 事業所	福井市以外 の事業所
				10.21 円	10.00 円
20 分未満		身体 01・Ⅱ	179	1,827	1,790
20 分以上 30 分未満		身体 1・Ⅱ	268	2,736	2,680
30 分以上 60 分未満		身体 2・Ⅱ	426	4,349	4,260
60 分以上 90 分未満		身体 3・Ⅱ	624	6,371	6,240
20 分以上 30 分未満	20 分以上 45 分未満	身 1 生 1・Ⅱ	340	3,471	3,400
	45 分以上 70 分未満	身 1 生 2・Ⅱ	411	4,196	4,110
	70 分以上	身 1 生 3・Ⅱ	483	4,931	4,830
30 分以上 60 分未満	20 分以上 45 分未満	身 2 生 1・Ⅱ	497	5,074	4,970
	45 分以上 70 分未満	身 2 生 2・Ⅱ	569	5,809	5,690
	70 分以上	身 2 生 3・Ⅱ	640	6,534	6,570
60 分以上 90 分未満	20 分以上 45 分未満	身 3 生 1・Ⅱ	695	7,095	7,110
	45 分以上 70 分未満	身 3 生 2・Ⅱ	767	7,831	7,840
	70 分以上	身 3 生 3・Ⅱ	838	8,555	8,580
【通院等乗降介助(片道)】	20 分以上 45 分未満	生活 2・Ⅱ	197	2,011	1,970
	45 分以上	生活 3・Ⅱ	242	2,470	2,420
【介護タクシー】		※現在、サービスを取り扱っておりません。			
				0m ~ 1,500m	円
				1,501m ~ 1,800m	円

(2) 事業所加算について

弊社、訪問介護事業所では、下記の加算要件を福井県へ届けております。
通常の訪問介護単位（料金）とは別に、加算金額の料金をいただきます。

1 : 緊急時加算

利用者の要請とケアマネージャーが認めた居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護に限る）を、利用者又は家族から要請を受けて24時間以内に行った場合

2 : 訪問介護初回加算

新規計画を作成した利用者に、初回訪問介護実施月内に、サービス提供責任者自身が訪問介護又は同行訪問をした場合

3：特定事業所加算（特定事業所加算（Ⅱ）下記要件を満たす）

- [体制要件]
- ・利用者に関する留意事項等情報の伝達、又技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。
 - ・全てのヘルパーに対し、定期的に健康診断等を実施している。
 - ・緊急時等の対応方法を利用者に明示している。
 - ・全てのヘルパーに対し研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。
- [人材要件]
- ・全てのサービス提供責任者が実務経験3年以上の介護福祉士。
 - 必要とされるサービス提供責任者が1名以上の場合、2名以上が常勤である。

4：介護職員処遇改善加算（介護職員処遇改善加算Ⅰ）

介護職員の処遇改善に伴う加算要件として、市町村（保険者）と利用者（被保険者）ともに負担するもの。所定単位数に13.7%を乗じた単位数を算定。

5：介護職員等特定処遇改善加算（介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ）

介護職員の処遇改善に伴う加算要件として、市町村（保険者）と利用者（被保険者）ともに負担するもの。所定単位数に6.3%を乗じた単位数を算定。
(算定要件：①介護職員処遇改善加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか）を取得していること。
②職場環境等要件を満たすこと。③加算取得の取り組みについて、介護サービスの情報公表制度を活用し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していること。

6：介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員の処遇改善に伴う加算要件として、市町村（保険者）と利用者（被保険者）ともに負担するもの。所定単位数に2.4%を乗じた単位数を算定します。
(介護職員処遇改善加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか）を取得している事が要件)

※令和6年6月1日より、介護報酬改正に伴う上記4、5、6の加算を1本化した新加算【介護職員等処遇改善加算Ⅰ】を算定予定。所定単位数に24.5%を乗じた単位数を算定することとなります。

7：料金表—基本料金・通常時間の割増について

基本料金に対して、

- ・早朝（午前6時～午前8時）は、25%加算
- ・夜間（午後6時～午後10時）は、25%加算
- ・深夜（午後10時～午前6時）は、50%加算

料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画書（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

やむを得ない事情があり、且つお客様の同意を得て、サービス従業者2人で訪問した場合は2人分の料金をいただきます。

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。
キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

規定内容	キャンセル料
①ご利用の前々日 20時までに、ご連絡いただいた場合	無料
②前々日20時から、前日20時までに、ご連絡いただいた場合	介護保険規定料金 【50%】
③前日20時から、提供開始時の2時間前までに、ご連絡いただいた場合	介護保険規定料金 【75%】
④提供開始時の2時間前から、居室訪問時にキャンセルがあった場合	介護保険規定料金 【100%】

(5) その他

- ① お客様の住まいでのサービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 通常の事業実施地域（福井市・坂井市及びあわら市の区域）を越えて厚生労働大臣が定める「中山間地域等」に居住する方にサービスを提供する場合、基本料金の5%が加算になります。
- ③ 外出介助・通院介助などで公共交通機関を利用した場合、お客様の交通費は、ご自身のご負担になります。
- ④ 料金の支払方法
料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求いたしますので、27日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。
(お支払い方法は、①口座自動引落 ②現金集金 ③銀行振込の3通りの中から、ご契約の際に選んでいただきます)
なお、銀行振込の場合の振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。
- ⑤ 交通事情（交通災害・天候不順等）によりサービス時間が、多少前後することがございますがご了承ください。
- ⑥ サービス提供に際し、事前にお断りした上で、当事業所のヘルパーが同行研修（新人研修）する場合がございますのでご了承ください。
- ⑦ 当事業所では基本 数名のヘルパーが交代で対応をさせていただきます。
ヘルパー固定を希望される場合、調整し対応に努めますが職員配置状況等により必ずしもご希望に添えない場合がございますのでご了承下さい。
- ⑧ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始の流れ

- ①まずはお電話などでお申し込みください。
- ②当訪問介護事業所の職員がお伺いいたします。
- ③訪問介護計画の内容について同意を得た上で、サービスの提供を開始します。
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ①お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当訪問介護事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③自動終了

(以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します)

1：お客様が介護保険施設に入所した場合

2：介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

3：最終ご利用日から3ヶ月以上ご利用がない場合。

※この場合は2年間の間に再度ご利用があれば自動更新致します。

4：お客様が亡くなられた場合

④その他

1：お客様は、当訪問介護事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社の経営上の理由等によりサービスの提供ができなくなった場合、文書で通知することにより、即座に本契約を解約することができます。

2：当訪問介護事業所は、お客様がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、相当の期間を定めて料金を支払うよう催告したにもかかわらず、指定期限までに支払わない場合、又はお客様やご家族の方などが、当訪問介護事業所やそのサービス従業者等に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【緊急時の対応方法】

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
担当介護支援専門員 (ケアマネージャー)	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先①	
	連絡先②	
主治医とケアマネージャーへの連絡基準		

【サービスに関する相談・苦情等】

サービスに関する相談、要望、苦情等は下記責任者までお申し出下さい。

サービス相談窓口	株式会社 みのりの絆 訪問介護ステーション <i>mino ri</i>
電話番号	0776-76-0808
担当者 管理者 サービス提供責任者	五十嵐 慶子 (いがらし けいこ) 黒川 香芳里 (くろかわ かおり)
受付時間	午前9時00分～午後5時00分

当事業所以外に、お住まいの市町村及び福井県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に相談・苦情を伝えることができます。

■行政機関／その他の窓口（受付時間 月曜～金曜 8:30～17:00）

窓口機関	窓口	電話番号
福井市	地域包括ケア推進課	0776-20-5400
あわら市	健康長寿課	0776-73-8022
坂井市	健康長寿課	0776-50-3040
坂井地区介護保険広域連合		0776-72-3305
福井県国民健康保険団体連合会		0776-57-1611

令和　年　月　日

以上、指定訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対し、契約書及び本書面に基づき重要事項を説明しました。

【事業者】

福井県福井市新田塚1丁目55-1

株式会社 みのりの辺

代表取締役 社長 野口 晃



【説明者】

福井県福井市新田塚1丁目55-1

訪問介護ステーション *みのりの辺*

(指定事業所番号 第 1870103775 号)

電話番号 0776-76-0808

職 _____ 氏名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

【利用者】

住 所

氏 名



【契約代理人】

私は、本人の契約意思を確認し、契約締結に伴う契約同意を致しました。

利用者との関係 _____

住 所

氏 名



電話番号

個人情報の取扱いに関する同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、訪問介護 契約書第10条の規定及び以下に記載するところにより、貴事業者が必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

1：使用する目的

貴事業者が介護保険法及び関係法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定訪問介護の提供を円滑に実施するために行うサービス担当者会議や地域包括支援センター及び医療機関等の関係機関との協議及び連絡調整において必要な場合。

2：使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して洩れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3：個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者が訪問介護を提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報に限る。

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものといいます。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____

【代理人】

住 所 _____

氏 名 _____

【ご家族】

住 所 _____

氏 名 _____

【事業者】

所 在 地 福井県福井市新田塚1丁目55-1

事 業 者 名 株式会社 みのりの辯

代 表 取 締 役 野口 晃

事 業 所 名 訪問介護ステーションminori

み の り

管 理 者 五十嵐 慶子

総合事業運営規程

【介護予防・日常生活支援総合事業】

株式会社 みのりの糸

訪問介護ステーション みのりの糸
m i n o r i

訪問介護ステーション *みのり*
介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型
(予防給付相当) サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 みのりの紹介が開設する 訪問介護ステーション *みのり*（以下「事業所」という。）
が行う介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型（予防給付相当）サービスの事業（以下
「事業」という。）は、要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、
要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持
回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2、事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、担当する保険者、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める
ものとする。
3、訪問型（予防給付相当）サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適
切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
4、前各項のほか、各保険者が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施
するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
1、名 称 訪問介護ステーション *みのり*
2、所在地 福井県福井市新田塚1丁目55-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、訪問型（予防給付相当）サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

②サービス提供責任者（管理者兼務を含む） 2名以上

サービス提供責任者は、訪問型（予防給付相当）サービスの利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導及び訪問型（予防給付相当）サービス計画の作成等を行う。

③訪問介護員等 常勤換算 2.5名以上

訪問介護員等は、訪問型予防給付相当サービス計画等に基づき訪問型予防給付相当サービスの提供にあたる。

2、員数は厚生労働省が定める基準を下回らないこととし、業務の状況により、増員できるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から日曜日までとする。

② 営業時間 午前6時から午後10時までとする。

(訪問型（予防給付相当）サービスの内容)

第6条 訪問型予防給付相当サービスの内容は、次のとおりとする。

①身体介護に関する内容

- ・排泄・食事介助
- ・清拭・入浴・身体整容
- ・体位変換
- ・移動・移乗介助、外出介助
- ・その他の必要な身体の介護

②生活援助に関する内容

- ・調理
- ・衣類の洗濯、補修
- ・住居の掃除、整理整頓
- ・生活必需品の買い物
- ・その他必要な家事

(利用料等)

第7条 訪問型（予防給付相当）サービスを提供した場合の利用料は、法定代理受領分以外は各保険者が定める第1号事業に要する費用の額とし、またそのサービスが法定代理受領分であるときは各保険者が定める第1号事業に要する費用の額の自己負担相当額（介護保険負担割合証に記載の割合に基づく）の支払いを受けるものとする。

2、訪問型（予防給付相当）サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

3、費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、福井市、坂井市、あわら市とする。

(衛生管理等)

第9条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業所の訪問介護員等は、訪問型（予防給付相当）サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する訪問型（予防給付相当）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに担当する保険者、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2、事業所は、訪問型（予防給付相当）サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

3、事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

4、事故発生防止の為の委員会を設置し、指針に基づき安全管理の徹底を行い、定期的に従事者に対し研修を実施することとし、且つ適切に実施するための担当者を配置する。

(苦情処理)

第12条 事業所は、訪問型（予防給付相当）サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(秘密保持)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2、事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後においても同様とする。

3、事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

4、事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

①虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催。その結果について、従事者に周知徹底を図る。

②虐待防止のための指針の整備。

③虐待を防止するための従事者に対する研修の定期的な実施。

④上記措置を適切に実施するための担当者の配置

⑤利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

⑥その他、虐待防止のために必要な措置

2、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを担当する保険者に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第 15 条 事業所において感染症が発生した場合、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- ①感染症の予防及びまん延防止対策を検討する委員会の定期的な開催。その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- ②感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備。
- ③感染症の予防及びまん延を防止するための従事者に対する研修の定期的な実施。
- ④上記措置を適切に実施するための担当者の配置
- ⑤その他、感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第 16 条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し適正に管理する。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2、事業所は従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4、その他、業務継続計画の策定等のために必要な措置

(記録の整備)

第 18 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2、事業所は、利用者に対する訪問型（予防給付相当）サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

①採用時研修 採用後3ヶ月以内

②継続研修 年2回

2、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社みのりの糸と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年1月6日から施行する。

令和2年1月20日（改定：営業日変更）

令和5年4月1日（改定：虐待防止に関する事項の内容変更）

令和6年4月1日（改定：事故発生時の対応に関する事項の内容追加

感染症の予防及びまん延防止に関する事項の追加

身体拘束等の適正化に関する事項の追加

業務継続計画に関する事項の追加）

訪問型（予防給付相当）サービス 重要事項説明書

[2024年4月1日 現在]

1 訪問介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社みのりの絆（かぶしきがいしゃ みのりのきずな）
代表者名	代表取締役 野口 晃（のぐち あきら）
所在地	福井県福井市新田塚1丁目55-1
連絡先	電話番号 0776-76-0808 FAX番号 0776-76-8877

2 事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	訪問介護ステーション みのり
所在地	福井県福井市新田塚1丁目55-1
介護保険指定番号	第1870103775号
管理者の氏名	五十嵐 慶子（いがらし けいこ）
サービスを提供する地域	福井市・坂井市・あわら市

※上記地域（通常の事業実施地域）以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業時間等

営業日	営業時間（サービス提供時間）
月～日	午前6時～午後10時まで

※営業日、営業時間（サービス提供時間）外のサービスご利用につきましては、居宅介護支援計画書に基づき必要と判断された場合、サービス提供を行います。

※営業日、営業時間（サービス提供時間）外については、電話転送等により常時連絡可能な体制をとっております。

(3) 職員体制

従業員の職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	0名	1名
サービス提供責任者（管理者兼務）	介護福祉士	4名	0名	4名
サービス従業者	介護福祉士	2名	5名	7名
	看護師（准）		1名	1名
	介護職員実務者研修（旧1級）	1名	0名	1名
	介護職員初任者研修（旧2級）	0名	0名	0名

3 サービス内容

- 身体介護：①食事介助 ②入浴介助 ③排泄介助 ④清拭 ⑤体位変換 等
- 生活援助：①買 い 物 ②調 理 ③掃 除 ④洗濯 ⑤外出介助 等
- 通院等乗降介助：①通院のための乗車又は降車の介助等
- その他サービス：①介護相談 等

4 利用料金

(1) 訪問型（予防給付相当）サービス利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割が自己負担となります。

*所得に応じ負担割合が2割もしくは3割となる場合があります。
お手持ちの介護保険負担割合証をご確認下さい。

— 基本料金 — 【訪問型予防給付相当サービス】

対象者		サービス略称	1回あたりの単位	月額上限単位	基本料金	
事業対象	回数に応じ下記参照				福井市	福井市以外
要支援 1・2	週1回程度（月5回）	標準的サービス (仮称)	287 (単位)	1176	12,006	11,720
要支援 1・2	週2回程度（月9回）			2349	23,983	23,490
要支援 2	週2回超(月13~14回)			3727	38,052	37,270
標準的な内容の場合 (身体介護を含む生活援助含む)			1月に 3727 単位の 範囲内 を上限 とする	2,930	2,870	
生活援助が中心の場合 (20分以上45分未満)		生活2 (仮称)		1,827	1,790	
生活援助が中心の場合 (45分以上)		生活3 (仮称)		2,246	2,200	
短時間の身体介護の場合 (20分未満を基本とする)		短時間身体 (仮称)		1,664	1,630	

(2) 事業所加算について

弊社、訪問介護事業所では、下記の加算要件を福井県へ届けております。
通常の訪問介護単位（料金）とは別に、加算金額の料金をいただきます。

1 : 訪問介護初回加算

新規計画を作成した利用者に、初回訪問介護実施月内に、サービス提供責任者自身が訪問介護又は同行訪問をした場合

2 : 介護職員処遇改善加算（介護職員処遇改善加算Ⅰ）

介護職員の処遇改善に伴う加算要件として、市町村（保険者）と利用者（被保険者）ともに負担するもの。所定単位数に13.7%を乗じた単位数を算定。

3 : 介護職員等特定処遇改善加算（介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ）

介護職員の処遇改善に伴う加算要件として、市町村（保険者）と利用者（被保険者）ともに負担するもの。所定単位数に6.3%を乗じた単位数を算定。
(算定要件:①介護職員処遇改善加算(I~IIIのいずれか)を取得していること。
②職場環境等要件を満たすこと。③加算取得の取り組みについて、介護サービスの情報公表制度を活用し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していること。(※令和5年度より公表予定))

4 : 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員の処遇改善に伴う加算要件として、市町村（保険者）と利用者（被

保険者)ともに負担するもの。所定単位数に2.4%を乗じた単位数を算定。
(介護職員処遇改善加算(Ⅰ～Ⅲのいずれか)を取得している事が要件)

※令和6年6月1日より、介護報酬改正に伴う上記2、3、4の加算を1本化した
新加算【介護職員等処遇改善加算Ⅰ】を算定予定。所定単位数に24.5%を乗じ
た単位数を算定することとなります。

6：料金表—基本料金・通常時間の割増について

基本料金に対して、

- ・早朝(午前6時～午前8時)は、25%加算
- ・夜間(午後6時～午後10時)は、25%加算
- ・深夜(午後10時～午前6時)は、50%加算

料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅
サービス計画書(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

やむを得ない事情があり、且つお客様の同意を得て、サービス従業者2人で訪問し
た場合は2人分の料金をいただきます。

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。
キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

規定内容	キャンセル料
①ご利用の前々日20時までに、ご連絡いただいた場合	無料
②前々日20時から、前日20時までに、ご連絡いただいた場合	介護保険規定料金 【50%】
③前日20時から、提供開始時の2時間前までに、ご連絡いただいた場合	介護保険規定料金 【75%】
④提供開始時の2時間前から、居室訪問時にキャンセルがあった場合	介護保険規定料金 【100%】

(5) その他

- ① お客様の住まいでのサービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 通常の事業実施地域(福井市・坂井市及びあわら市の区域)を越えて厚生労働大臣が定める「中山間地域等」に居住する方にサービスを提供する場合、基本料金の5%が加算になります。
- ③ 外出介助・通院介助などで公共交通機関を利用した場合、お客様の交通費は、ご自身のご負担になります。
- ④ 料金の支払方法

料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求
いたしますので、27日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

(お支払い方法は、①口座自動引落 ②現金集金 ③銀行振込の3通りの中から、
ご契約の際に選んでいただきます)

なお、銀行振込の場合の振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

- ⑤ 交通事情(交通災害・天候不順等)によりサービス時間が、多少前後すること

がございますがご了承ください。

- ⑥ サービス提供に際し、事前にお断りした上で、当事業所のヘルパーが同行研修（新人研修）する場合がございますのでご了承ください。
- ⑦ 当事業所では基本 数名のヘルパーが交代で対応をさせていただきます。
ヘルパー固定を希望される場合、調整し対応に努めますが職員配置状況等により必ずしもご希望に添えない場合がございますのでご了承下さい。
- ⑧ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始の流れ

- ①まずはお電話などでお申し込みください。
- ②当訪問介護事業所の職員がお伺いいたします。
- ③個別サービス計画の内容について同意を得た上で、サービスの提供を開始します。

※介護予防サービス・支援計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当訪問介護事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③自動終了

（以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します）

1：お客様が介護保険施設に入所した場合

2：介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕または要介護と認定された場合

3：最終ご利用日から3ヶ月以上後利用が無い場合

※この場合は2年間の間に再度ご利用があれば自動更新致します。

4：お客様が亡くなられた場合

④その他

1：お客様は、当訪問介護事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社の経営上の理由等によりサービスの提供ができなくなった場合、文書で通知することにより、即座に本契約を解約することができます。

2：当訪問介護事業所は、お客様がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、相当の期間を定めて料金を支払うよう催告したにもかかわらず、指定期限までに支払わない場合、又はお客様やご家族の方などが、当訪問介護事業所やそのサービス従業者等に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【緊急時の対応方法】

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
担当介護支援専門員 (ケアマネージャー)	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先①	
	氏名	
	連絡先②	
主治医とケアマネージャーへの連絡基準		

【サービスに関する相談・苦情等】

サービスに関する相談、要望、苦情等は下記責任者までお申し出下さい。

サービス相談窓口	株式会社 みのりの絆 訪問介護ステーション minori
電話番号	0776-76-0808
担当者 管理者 サービス提供責任者	五十嵐 慶子 (いがらし けいこ) 黒川 香芳里 (くろかわ かおり)
受付時間	午前9時00分～午後5時00分

当事業所以外に、お住まいの市町村及び福井県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に相談・苦情を伝えることができます。

■行政機関／その他の窓口（受付時間 月曜～金曜 8:30～17:00）

窓口機関	窓口	電話番号
福井市	地域包括ケア推進課	0776-20-5400
あわら市	健康長寿課	0776-73-8022
坂井市	健康長寿課	0776-50-3040
坂井地区介護保険広域連合		0776-72-3305
福井県国民健康保険団体連合会		0776-57-1611

令和　年　月　日

以上、日常生活支援総合事業 訪問型（予防給付相当）サービスの提供開始にあたり、利用者に対し、契約書及び本書面に基づき重要事項を説明しました。

【事業者】

福井県福井市新田塚1丁目55-1

株式会社 みのりの絆

代表取締役 社長 野口 晃



【説明者】

福井県福井市新田塚1丁目55-1

訪問介護ステーション *minor'i*

(指定事業所番号 第 1870103775 号)

電話番号 0776-76-0808

職 _____

氏名 _____



私は、契約書及び本書面により、事業者から日常生活支援総合事業 訪問型（予防給付相当）サービスについての重要事項の説明を受けました。

【利用者】

住 所

氏 名



【契約代理人】

私は、本人の契約意思を確認し、契約締結に伴う契約同意を致しました。

利用者との関係 _____

住 所

氏 名



電話番号

個人情報の取扱いに関する同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、日常生活支援総合事業 訪問型(予防給付相当) サービス契約書第12条の規定及び以下に記載するところにより、貴事業者が必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

1 : 使用する目的

貴事業者が介護保険法及び関係法令に従い、私の居宅サービス計画(訪問型サービス計画)に基づき、日常生活支援総合事業 訪問型(予防給付相当) サービスの提供を円滑に実施するために行うサービス担当者会議や地域包括支援センター及び医療機関等の関係機関との協議及び連絡調整において必要な場合

2 : 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して洩れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3 : 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者が日常生活支援総合事業 訪問型(予防給付相当) サービスを提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報に限る。

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものといいます。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____

【代理人】

住 所 _____

氏 名 _____

【ご家族】

住 所 _____

氏 名 _____

【事業者】

所 在 地 福井県福井市新田塚1丁目55-1

事 業 者 名 株式会社 みのりの糸

代 表 取 締 役 野口 晃

事 業 所 名 訪問介護ステーション みのり

管 理 者 五十嵐 慶子